

Q273. 36協定の締結・届出の概要を教えてください。

労基法 32 条で規制する労働時間を超えて労働させる場合、労基法 35 条の休日（法定休日）に労働させるためには、労基法上、36 協定を締結し、労基署に届け出る必要があります（労基法 36 条）。36 協定を締結しただけでは足りず、届出が効力発生要件です。36 協定の届出により、使用者は労基法 32 条違反の犯罪が成立しないという効果が生じます。

36 協定については、『労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(平成 10 年 12 月 28 日労働省告示第 154 号)』が定められています（労基法 36 条 2 項）。時間外労働の限度時間は、原則として、1 週間 15 時間、2 週間 27 時間、4 週間 43 時間、1 か月 45 時間、2 か月 81 時間、3 か月 120 時間、1 年間 360 時間ですが（1 日当たりの限度時間は定められていません。）、限度時間を超えて労働時間を延長しなければならない特別の事情が生じた時に限り、限度時間を超えて時間外労働を延長することができるものとする協定（特別条項付協定）を締結し、届け出ることもできます。

なお、所定労働時間が 8 時間に満たない事業場において所定労働時間を超えて労働させた場合や、法定休日ではない休日（祝日等）に労働させた場合で、週 40 時間、1 日 8 時間を超えて労働させていない場合は、事前の 36 協定の締結、労基署長への届出（労基法 36 条）は必要とされていません。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎